



山形県公報

令和8年2月20日(金)

号 外 (9)

目 次

選挙管理委員会関係

告 示

- 山形県議会議員補欠選挙（上山市選挙区）の期日…………… 1
- 山形県議会議員補欠選挙（上山市選挙区）における選挙長及び選挙長の職務を代理すべき者の住所及び氏名……………同
- 山形県議会議員補欠選挙（上山市選挙区）における選挙運動に関する支出金額の制限額…………… 2
- 山形県議会議員補欠選挙（上山市選挙区）における開票事務と選挙会事務の合同……………同
- 山形県議会議員補欠選挙（上山市選挙区）における選挙公報の掲載順序を定めるくじを行う場所及び日時……………同

選 挙 長 告 示

- 山形県議会議員補欠選挙（上山市選挙区）における選挙長の事務を行う場所……………同

選挙管理委員会関係

告 示

山形県選挙管理委員会告示第18号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第113条第1項の規定により、山形県議会議員補欠選挙（上山市選挙区）を次により行う。

令和8年2月20日

山形県選挙管理委員会
委員長 粕谷真生

- 1 選挙の期日 令和8年3月1日
- 2 選挙すべき議員の数 1人

山形県選挙管理委員会告示第19号

令和8年3月1日執行の山形県議会議員補欠選挙（上山市選挙区）における選挙長及び選挙長の職務を代理すべき者を次のように選任した。

令和8年2月20日

山形県選挙管理委員会
委員長 粕谷真生

- 選 挙 長 山形県上山市
渡 邊 昇
- 選挙長の職務を代理すべき者 山形県山形市
佐 藤 憲

山形県選挙管理委員会告示第20号

令和8年3月1日執行の山形県議会議員補欠選挙（上山市選挙区）における公職選挙法（昭和25年法律第100号）第194条の規定による選挙運動に関する支出金額の制限額は、次のとおりである。

令和8年2月20日

山形県選挙管理委員会
委員長 粕谷真生

5,884,800円

山形県選挙管理委員会告示第21号

令和8年3月1日執行の山形県議会議員補欠選挙（上山市選挙区）の開票事務は、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第79条第1項の規定により、選挙会場において選挙会の事務に併せて行う。

令和8年2月20日

山形県選挙管理委員会
委員長 粕谷真生

山形県選挙管理委員会告示第22号

令和8年3月1日執行の山形県議会議員補欠選挙（上山市選挙区）につき、選挙公報の掲載の申込みのあった候補者について、選挙公報の掲載の順序を定めるくじを行う場所及び日時を次のように定めた。

令和8年2月20日

山形県選挙管理委員会
委員長 粕谷真生

- 1 場 所 山形市鉄砲町二丁目19番68号 村山総合支庁 402会議室
- 2 日 時 令和8年2月20日 午後5時10分

選挙長告示

山形県議会議員上山市選挙区補欠選挙告示第1号

令和8年3月1日執行の山形県議会議員補欠選挙（上山市選挙区）における選挙長の事務を行う場所を次のように定めた。

令和8年2月20日

山形県議会議員補欠選挙上山市選挙区
選挙長 渡邊昇

	令和8年2月20日	令和8年2月21日以降
場 所	村山総合支庁402会議室	村山総合支庁総務企画部総務課事務室
所 在 地	山形市鉄砲町二丁目19番68号	山形市鉄砲町二丁目19番68号